

こばと保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなた様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 徳志会	所 在 地	太田市台之郷町1694
電 話 番 号	0276-25-8130	代 表 者 氏 名	理事長 鹿目 文雄

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所		施 設 の 名 称	こばと保育園
施 設 所 在 地	太田市台之郷町1694			
連 絡 先	電話番号	0276-25-8130		
	F A X	0276-25-8139		
管 理 者	園長 濱田 茂行			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
開 設 年 月 日	昭和48年 4月 1日			
事 業 所 番 号				

3 運営方針

施 設 の 運 営 方 針	・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ・すべての子どもたちが、明るく、健やかに育つための、お手伝いをします。そのために、園では、礼儀・体作りを重点的にして保育します。
---------------	---

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	地	敷 地 全 体	2901.05 m ²	う ち 園 庭	2382 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造2階建	延 べ 面 積	998.96 m ²	

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1室	
ほ ふ く 室	1室	
保 育 室	4室	みつばち組（満2歳児クラス）、てんとう組（満3歳児クラス）、とんぼ組（満4歳児クラス）、かぶと組（満5歳児クラス）について各1室
遊 戯 室（ホール）	1室	
調 理 室	1室	

5 職員の設置状況

職 種	職 員 数	内 常 勤	内 非 常 勤	備 考
園 長	1	1		
副 園 長				
主 任 保 育 士	1	1		
保 育 士	20	11	9	
栄 養 士	0			給食業務委託のため
調 理 員	0			給食業務委託のため
事 務 員	1	1		
看 護 師	1		1	
嘱 託 医	2			

※ 基本的な職員の勤務時間は、8時00分から17時00分までです。

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ 当園は、法令等が定める基準を順守し、保育の実施に必要な職員を配置しております。

※ 状況により実際の配置状況と異なる場合があります。

6 保育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日 ただし、年末年始（12月29日から1月3日）および祝日は休園となります。 また、年度末年度初及びお盆期間は、入卒園式の準備や職員の福利厚生面に配慮するため、保育希望のアンケートを行います。
-------	---

7 保育を提供する時間

開 所 時 間	区 分	月曜～金曜日	土曜日
	保 育 標 準 時 間	7時から18時	7時から18時
	保 育 短 時 間	8時30分から16時30分	8時30分から16時30分

8 延長保育提供可能な日と時間帯

延 長 保 育 時 間 帯	区 分	月曜～金曜日	土曜日
	保 育 標 準 時 間	18時から19時	なし
	保 育 短 時 間	7時から8時30分 16時30分から19時	7時から8時30分 16時30分から18時

【保育を提供する時間及び延長保育時間帯の留意事項】

① 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定の教育・保育給付認定通知書が交付されている方の場合、上記の開所時間（保育標準時間）の範囲内での保育を必要とする時間となります。なお、上記の開所時間（保育標準時間）の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、上記の延長保育時間帯（保育標準時間）の範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用により、市町村に支払う通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となる場合があります）。

② 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定の教育・保育給付認定通知書が交付されている方の場合、上記の開所時間（保育短時間）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記の開所時間（保育短時間）の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、上記の延長保育時間帯（保育標準時間）で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用により、市町村に支払う通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となる場合があります）。

9 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 業務委託したイトランド株式会社、当園において調理します。

※ 献立表は毎月配布します。

※ アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルを作成しております。

10 年間行事予定

年間の主な行事予定は、次のとおりです。

月	行事内容
4月	入園式・進級式・保護者総会
5月	親子バス遠足（4・5歳児）
6月	保育参観（以上児） 交通安全教室 お誕生会
7月	納涼祭 年長児合宿
8月	年中児お泊り保育
9月	お誕生会
10月	運動会 親子バス遠足（2・3歳児）
11月	保育参観（2歳児）
12月	お餅つき クリスマス会・お誕生会
1月	お遊戯会
2月	年長児雪山 カレーパーティー 保育参観（0・1歳児） お誕生会
3月	入園説明会 交通安全教室 お別れ会 卒園式
その他	

1 1 利用料金、実費徴収金

当園の利用にあたっての利用料金や実費でいただく費用は、次のとおりです。

項目	金額	利用料金、 実費徴収金の別	備考
保育料	太田市が定めた保育料	利用料金	住民税により決まります
延長保育料（保育標準時間）	5 0 円	実費徴収金	15 分 1 回あたり
延長保育料（保育短時間）	5 0 円	実費徴収金	15 分 1 回あたり
教材費	クラスにより異なる	実費徴収金	年額（園児の必要な物品）
保護者（父兄会）会費	4 0 0 0 円	実費徴収金	年額（第 2 子からは会則による）
遠足会費	行先により異なる	実費徴収金	年 1 回遠足実施月の前月に徴収
主食費（月額）	1 0 0 0 円	実費徴収金	市町村が定めた認定により金額は変動します。 また景気動向、物価により金額は変動します
副食費（おやつ、行事食代含む）（月額）	5 0 0 0 円	実費徴収金	
土曜保育の主食費（一食）	5 0 円	実費徴収金	
土曜保育の副食費（一食）	1 5 0 円	実費徴収金	
園児以外の主食（一食）	5 0 円	実費徴収金	保護者、実習生、高校生、中学生を対象。 また景気動向、物価により金額は変動します
園児以外の副食費（行事食代含む）（一食）	2 5 0 円	実費徴収金	

- ① 実費徴収金は、毎月月末または園が定めた期日までに、現金で園に納入してください。
- ② 臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に通知します。
- ③ 実費徴収金が未納の場合は、徴収内容に関するサービスが提供できない場合があります。ご家庭の事情等で納入が厳しい場合は、ご相談ください。

1 2 障害児の受け入れ体制について

障害をお持ちの園児を受け入れる場合は、入園申込み前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。養育手帳や障害手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認させていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う（障害が重度化している）時は、当園の保育士・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

1 3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出するとき
- (4) 長期欠席するとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4 秘密の保持と個人情報の保護について

当園は、秘密の保持並びに個人情報の保護については、次のとおり取り扱います。

在園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容及びします。
個人情報の保護について	ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いませぬ。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いませぬ。 イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 当園が管理する情報については、在園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は在園児の保護者の負担となります。）

1 5 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科			
医療機関の名称	杉立医院	医院長名	杉立 茂雄
所在地	太田市台之郷町 1 7 1 3 - 1	電話番号	0 2 7 6 - 4 6 - 9 3 4 5
(2) 歯科			
医療機関の名称	須藤歯科クリニック	医院長名	須藤 謙
所在地	太田市石原町 9 9 4 - 4	電話番号	0 2 7 6 - 4 6 - 3 5 2 7

16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 小暮 一貴 ・ご利用時間 8：30～ 17：00 ・電話番号 0276-25-8130 FAX 0276-25-8139 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	岡室 フサ子	電話番号 0276-45-9142
		元民生委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

17 非常災害時の対策

当園では、非常災害時の対策として次のような対応、訓練等を行っています。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	火災・地震避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
非常災害時の避難先	園児送迎用駐車場
災害時の緊急連絡先	災害時優先電話 0276-22-7126

18 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険（株）
保険の内容	保育園傷害保険
保険金額	保険会社約款による

19 当園におけるその他の留意事項

当園の利用にあたっては、次の点にご協力ください。

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
各種行事での園児の撮影行為	園で決めた場所での撮影は可です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は、ご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、こばと保育園重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : こばと保育園
説明者職名 : 園長 濱田 茂行